なお、この公告に係る決定について、法附則第11条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧公団法第23条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成 22 年７月 12 日

農林水産大臣　山田　正彦

１　縦覧に供すべき書類の名称

下閉伊北区域農用地整備事業における尼額換地区の換地計画書の写し

２　縦覧期間

平成22年７月13日から平成22年８月10日まで

３　縦覧場所

岩手県下閉伊郡岩泉町事務所

鉱業法第 189 条の規定による公告

経済産業省公告第４号

次に掲げる鉱業権設定に関する出願については、出願人の所在が不分明であって、立会すべき旨の命令を送達することができないので、鉱業法第189条の規定により、願書に記載された住所の所在地の市役所、町役場又は村役場に下記のとおり命令の内容を掲示した。

なお、⑴については、平成22年８月11日13時30分、⑵については、平成22年８月12日９時30分、⑶については、平成22年８月12日13時30分、⑷については、平成22年８月13日９時30分それぞれ石垣市役所企画部商工振興課において、⑸については、平成22年８月25日13時30分、⑹については、平成22年８月26日９時30分、⑺については、平成22年８月26日13時30分、⑻については、平成22年８月27日９時30分それぞれ竹富町役場商工観光課において、⑼については、平成22年９月８日13時30分今帰仁村役場総務課において、⑽については、平成22年９月９日９時30分、⑾については、平成22年９月９日13時30分、⑿については、平成22年９月10日９時30分それぞれ名護市役所産業部商工観光課において、⒀については、平成22年９月10日13時30分大宜味村役場産業振興課において、内閣府技官　玉城勝裕　内閣府事務官　八幡繁人が①出願区域、②鉱床の状態、③操業方法及び鉱害防止の方法について調査するものとする。

⑴　出願地　沖縄県石垣市及び地先海面２出願、沖縄県石垣市　出願人　沖縄県那覇市松山１丁目13番６号　国内リゾート開発株式会社

⑵　出願地　沖縄県石垣市　代表出願人　埼玉県比企郡嵐山町大字根岸57番地　根岸　　進

⑶　出願地　沖縄県石垣市及び地先海面・沖縄県八重山郡竹富町及び地先海面４出願　出願人　沖縄県那覇市泊２丁目19番地の３　大見謝恒夫

⑷　出願地　沖縄県石垣市３出願、沖縄県石垣市及び地先海面３出願　出願人　沖縄県那覇市泊２丁目19番地の３　大見謝恒夫

⑸　出願地　沖縄県八重山郡竹富町及び地先海面　出願人　沖縄県那覇市牧志２丁目16番地の32号（旧：沖縄県那覇市牧志町１丁目696番地の３）　国吉　真精

⑹　出願地　沖縄県八重山郡竹富町及び地先海面　代表出願人　沖縄県那覇市字宇栄原１丁目19番地の16号小禄住宅M－３（旧：沖縄県那覇市字宇栄原1362番小禄住宅M―14）　津嘉山正徳

⑺　出願地　沖縄県八重山郡竹富町及び地先海面２出願　出願人　沖縄県那覇市泊２丁目19番地の３　大見謝恒夫

⑻　出願地　沖縄県八重山郡竹富町及び地先海面４出願、沖縄県八重山郡竹富町外１市及び地先海面　出願人　沖縄県那覇市泊２丁目19番地の３　大見謝恒夫

⑼　出願地　沖縄県国頭郡今帰仁村及び地先海面　出願人　埼玉県比企郡嵐山町大字根岸57番地　根岸　　進

⑽　出願地　沖縄県名護市　出願人　沖縄県名護市字安和1431番地　興栄土建株式会社

⑾　出願地　沖縄県名護市、沖縄県名護市１町及び地先海面　出願人　沖縄県うるま市字平良川394番地（旧：沖縄県具志川市字平良川394番地）　具志堅興和

⑿　出願地　沖縄県名護市外１町　出願人　沖縄県うるま市字江洲391番地（旧：沖縄県具志川市字江洲391番地）　株式会社沖縄砕石

⒀　出願地　沖縄県国頭郡大宜味村　代表出願人　沖縄県浦添市城間４丁目18番地３号　株式会社アイランド企画販売

平成 22 年７月 12 日

内閣府沖縄総合事務局長

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年７月 12 日

中国地方整備局長　福田　　功

１　処分をした年月日　平成22年６月22日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　相互建設株式会社　高山　康晴　岡山県津山市小原127　国土交通大臣許可（特―18）第19395号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年５月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年７月 12 日

中国地方整備局長　福田　　功

１　処分をした年月日　平成22年６月22日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社片山工務店　片山洋太郎　岡山県倉敷市神田４―10―15　国土交通大臣許可（特―19）第19950号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年５月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

無縁墳墓等改葬公告

北陸地方整備局一般国道８号入善黒部バイパス工事のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 22 年７月 12 日

国土交通省北陸地方整備局長　前川　秀和

１　墳墓等所在地　①　富山県黒部市古御堂140番　②　富山県魚津市仏田字宮ノ上181番、182番２

１　墳墓等の名称　一般国道８号入善黒部バイパス工事敷地内に所在する墳墓

１　死亡者の本籍及び氏名　不詳

１　改葬を行おうとする者　富山県富山市奥田新町２番１号　国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長　小林　正典

お問い合わせ

富山河川国道事務所　用地第二課

電話番号　076―443―4707

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第３２７号

千葉県君津市外箕輪２丁目24番３号

申立人　株式会社協同建設

本籍千葉県袖ケ浦市川原井459番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所千葉県木更津市、死亡年月日平成20年９月14日、出生の場所千葉県木更津市、出生年月日昭和18年１月18日、職業会社役員

被相続人　亡　鶴岡　雄一

事務所千葉県木更津市新田２丁目４番２号　小川雅義法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　雅義

千葉家庭裁判所木更津支部

平成２２年（家）第９００２９号

東京都文京区湯島１丁目５番29号

申立人　社団法人東京労働者共同保証協会

本籍東京都三鷹市上連雀８丁目４番、最後の住所東京都三鷹市上連雀８丁目４番13号、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日平成21年11月27日、出生の場所東京都武蔵野市、出生年月日昭和28年９月１日、職業不詳

被相続人　亡　上高原みどり

事務所東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目32番11号吉祥寺ＹＫビル２階　ＮＡＫＡ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中　由規子

東京家庭裁判所立川支部